



風俗営業、 古物商などの



許可申請は行政書士に!!

警察署、保健所等に
提出する許可申請は、おまかせください。

事業を始める際に必要となる許可申請書は、許可の要件や欠格事由などの複雑な法令を理解して作成する必要があります。また、営業所平面図などの正確な図面を添付しなければなりません。なお、行政書士でない者が、これらの官公署に提出する書類の作成を業とすることは、法律で禁止されています。

例えば…

- 風俗営業許可申請
- 特定遊興飲食店営業許可申請
- 深夜酒類提供飲食店営業開始届出
- 飲食店営業許可申請
- 古物商許可申請
- 古物商変更届出

スナック、始めたいな!

特定遊興飲食店って、何??

深夜に
お酒を出す店を
開きたい!

ネットショップを開いて
買い取った中古品を販売したい!!



あなたの街の法律家 行政書士にお任せください!



福岡県行政書士会

<http://www.gyosei-fukuoka.or.jp/>

www.facebook.com/gyosei.fukuoka

行政書士 神森事務所

鞍手郡鞍手町大字中山2341-1

☎0949-42-8005 fax0949-42-9500

担当：神森・白石